

第 4 9 号 議案

足立区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 2 月 2 1 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例

(趣 旨)

第 1 条 この条例は、介護保険法(平成 9 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。)第 4 7 条第 1 項第 1 号、第 7 9 条第 2 項第 1 号並びに第 8 1 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、足立区における指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定めるものとする。

(定 義)

第 2 条 この条例で使用する用語の意義は、法及び指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成 1 1 年厚生省令第 3 8 号。以下「基準省令」という。)で使用する用語の例による。

(指定居宅介護支援事業の申請者の資格)

第 3 条 法第 7 9 条第 2 項第 1 号に規定する条例で定める者は、法人とする。

2 前項に規定する法人の役員等(法第 7 0 条第 2 項第 6 号に規定する役員等をいう。)は、足立区暴力団排除条例(平成 2 4 年足立区条例第 3 7 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団関係者であってはならない。

(指定居宅介護支援等の事業の人員に関する基準)

第 4 条 法第 4 7 条第 1 項第 1 号に規定する基準該当居宅介護支援の事業に係る人員に関する基準及び法第 8 1 条第 1 項に規定する介護支援

専門員の員数等の指定居宅介護支援の事業に係る人員に関する基準は、この条例に特別の定めのあるものを除くほか、基準省令の規定の例による。

(指定居宅介護支援等の事業の運営に関する基準)

第5条 法第47条第1項第1号に規定する基準該当居宅介護支援の事業の運営に関する基準及び法第81条第2項に規定する指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準は、この条例に特別の定めのあるものを除くほか、基準省令の規定の例による。

2 前項の場合における基準省令第29条第2項の規定の適用については、同項中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

(指定居宅介護支援の基本取扱方針)

第6条 指定居宅介護支援は、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、第三者による評価その他の多様な評価の手法を用いて自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(提案理由)

介護保険法の改正に伴い、足立区における指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める必要があるため、この条例案を提出いたします。